

側空地を使用していた。

ところが、Y所有の建物の賃借人が本件係争土地に自動車及び自転車を駐車させ、その他の物件を設置することによってXが北側公道に至るため本件係争土地を通行することが困難となったことから、XはYに対し、Xが本件係争土地について囲繞地通行権ないし人格権に基づき通行権を有することの確認並びにそれらの権利に基づく妨害排除請求権の行使として、通行妨害行為の排除及びその禁止を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

裁判所は、次のように述べて、人格権に基づく通行権の行使に必要な範囲内で、Xの妨害排除・禁止の請求を認容した。

囲繞地通行権は公道へ通ずるための最低限の必要を満たす範囲で認められるべきものである。

本件土地所有者の囲繞地通行権は北側公道へ通ずるZ所有地の西側空地に認めれば足り、本件係争土地への囲繞地通行権は認められない。

他方、①Xが身障者であり自動車の利用が必要であること、②XだけでなくY所有の建物の賃借人も東側公道へ至るため本件係争地を自動車で行っていた実態があること。等から、Xが本件係争土地を自動車による通行も含め通行の用に供することにつき日常生活上必要不可欠な利益を有すると認められ、本件係争土地につき、人格権に基づく通行権を有するというべきである。

### 3 囲繞地通行権の行使として、通行を妨げる物件の除去を含め、袋地所有者の承諾なしに通路を開設することができるが、袋地所有者に対する妨害排除請求はできないとされた事例

東京地判 平成14年3月28日

東京高判 平成14年9月5日 判時1802-91

<事案の概要>

Xは、所有する本件土地と公道との間に存する土地をYに譲渡したため、本件土地が袋地となった。

XはY所有の土地について囲繞地通行権の確認を求める訴えを提起し、それを認める判決が確定した。

その後、XはYに対し、前訴で囲繞地通行権が認められた土地以外に、自動車での通行を前提に新たな土地につき囲繞地通行権を有することの確認とともに、Xが囲繞地通行権を有する土地につき、通路の開設及びYに対し工作物の撤去を請求する訴えを提起した。

第1審は、新たな土地につき囲繞地通行権の確認を求める訴えを前訴の既判力に抵触するとして却下し、その余のXの請求を棄却した。

これに対し、控訴審は次のように述べて、Xの請求を一部認容した。

新たに囲繞地通行権の確認を求める訴えは、その余の土地につき囲繞地通行権を認めた判決の既判力に抵触しない。

しかし、自動車による通行を前提としても、新たな土地につき囲繞地通行権を認めることはできず、Xの請求は棄却されるべきである。

袋地所有者は、囲繞地通行権が認められた範囲内で通路を開設することができるものであり、その反面として、囲繞地所有者にはこれを承諾すべき義務があり、通路を開設するのに必要な限度で囲繞地の利用に支障が生ずるのを受忍すべきことになる。

囲繞地通行権者は、通路開設権に基づき、袋地所有者の承諾なしに、通行を妨げている物件を除去することができるが、袋地所有者に対して妨害排除請求をすることはできない。

#### 4 自動車による通行を前提とする民法第210条の囲繞地通行権の有無は、自動車による通行を認める必要性、周辺の土地の状況、他の土地所有者が被る不利益等を総合考慮して判断すべきとされた事例

千葉地判 平成15年11月19日

東京高判 平成17年3月16日

最一小判 平成18年3月16日 民集60-3-735、裁時1408-1、RETI066

##### <事案の概要>

Xらが所有する本件一団の土地（約1.5ha）は、当初、東側に位置するニュータウン建設事業の施行者であるY（県）が所有し、事業のための資材置場として利用され、その後昭和53年から昭和63年にかけて、地元の市に野球場として貸し付けられていた。その後、Xらは本件一団の土地を墓地として開発するため、その所有権を取得した。

本件一団の土地の東側には、Yが所有する道路があり、ニュータウン事業の残土を運搬する自動車及び野球場に出入りする自動車の走行に用いられていた。Yは、平成11年7月に、新住宅市街地開発法に基づき、緑地に区分されていた本件道路を歩行者専用道路に変更する旨の施行計画の変更の届出をし、許可された。その後、Yは平成12年1月に本件道路の自動車による通行を禁止した。

また、本件一団の土地から北側の市道に自動車に至るためには、Yが所有する本件土地を通行しなければ、著しい不便となる状態にあった。

Xらは、①本件道路の自動車による通行の妨害禁止 ②本件土地について自動車の通行を前提とする囲繞地通行権を有することの確認 をYに請求する訴えを提起した。

##### <裁判所の判断>

第1審及び控訴審はXらの請求を斥けたが、最高裁は、次のように述べて、本件を東京高裁に差し戻した。

現代社会においては、自動車による通行を必要とすべき状況が多く見受けられる反面、自動車による通行を認めると、一般に、他の土地から通路としてより多くの土地を割く必要がある上、自動車事故が発生する危険性が生ずることも否定できない。

したがって、自動車による通行を前提とする民法第210条通行権の成否及びその具体的内容は、他の土地について自動車による通行を認める必要性、周辺の土地の状況、自動車による通行を前提とする210条通行権が認められることにより他の土地の所有者が被る不利益等の諸事情を総合考慮して判断すべきである。

本件においても、①本件一団の土地に属するいくつかの土地からは、Yが平成12年1月に本件道路の自動車による通行を禁止するまでは本件道路を用いて自動車で市道に出入りすることが可能であったが、それ以降は困難となっていること、②Xらは、墓地経営のた